

宇都宮市総合計画審議会規則

昭和 45 年 6 月 20 日

規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例(昭和 42 年条例第 1 号)第 3 条の規定に基づき、宇都宮市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 42 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体の役職員
- (3) 市議会議員

(昭 60 規則 29・平 19 規則 74・一部改正)

3 委員は、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

第 6 条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務につき、委員を補佐する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 6 月 29 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日規則第 74 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。